

## 栃木県環境保全型農業直接支払交付金実施要領

制定	平成23年4月1日	経技第 48号
改正	平成24年4月25日	経技第 63号
改正	平成24年6月1日	経技第 179号
改正	平成25年6月3日	経技第 158号
改正	平成27年4月2日	経技第 148号
改正	平成28年4月5日	経技第 141号
改正	平成29年4月10日	経技第 138号
改正	平成30年4月9日	経技第 119号
改正	平成31年4月3日	経技第 53号
改正	令和2年4月6日	経技第 112号
改正	令和3年3月16日	経技第1105号
改正	令和3年4月1日	経技第 120号
改正	令和4年4月11日	経技第 194号

### 第1 趣旨

- 1 農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るためには、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。

特に、環境問題に対する県民の関心が高まる中で、本県における農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止、生物多様性保全等に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動が地域でまとまりをもって取り組まれるよう普及推進を図っていく必要がある。

このため、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する事業を実施する農業者団体等（以下「農業者団体等」という。）に対し、国の環境保全型農業直接支払交付金と一体的に、県の支援を実施することとする。

- 2 本交付金の実施に関しては、次に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。
  - (1) 環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年度年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）
  - (2) 環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）
  - (3) 日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年度年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「推交交付等要綱」という。）
  - (4) 日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号・27農振第2219号農林水産省生産局長・農林水産省農村振興局長連名通知。）

### 第2 環境保全型農業直接支払交付金

- 1 交付金の内容

- (1) 交付等要綱別紙に基づき、自然環境の保全に資する農業の生産方式（「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則第五条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める農業に関する技術を定める件」（平成27年4月2日農林水産省告示第755号）に定める「農業に関する技術」を用いるものをいう。）を導入した農業生産活動の実施を推進する農業者団体等に対し、市町を通じて交付金を交付する。
- (2) 交付単価は別紙1のとおりとする。
- (3) 交付等要綱別紙第1の4の(9)のその他県知事が特に必要と認める取組は次のとおりとし、支援要件等は別紙2のとおりとする。
  - (ア) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）と冬期湛水管理を組み合わせた取組

## 2 事務手続き

- (1) 市町長は、実施要領第8の5の(1)のイに基づき、技術的な観点に基づく実施状況の確認を要請する場合は、別記様式第1号により農業振興事務所長宛てに提出する。
- (2) 県は、実施要領第8の5の(1)のイに基づき、実施状況を確認した場合は、別記様式第2号により、確認結果を市町長へ通知する。
- (3) 県は、実施要領第8の7の(1)に基づき抽出検査を行った場合は、実施要領第8の7の(2)に基づき、別記様式第3号により抽出検査結果を市町長へ通知する。

## 3 県の交付金の交付額の算定

- (1) 農業者団体等の交付申請額（農業者団体等の作成する事業計画における対象活動の取組面積（以下「申請面積」という。）に相当する県の交付金の交付額をいう。）の県内の総額が環境保全型農業直接支払交付金の予算額（以下「県の交付上限額」という。）を下回る場合、各農業者団体等の環境保全型農業直接支払交付金に係る県の交付金の交付額は、別紙1に定める県の環境保全型農業直接支払交付金の交付単価に、対象活動が実際に履行された面積を乗じて得た額とする。

ただし、市町が交付する交付金の交付額が、別紙1に定める県の環境保全型農業直接支払交付金の交付単価に、対象活動が実際に履行された面積を乗じて得た額を下回る場合、県は市町が交付する交付金の交付額と同額を交付するものとする。
- (2) 農業者団体等の交付申請額の県内の総額が県の交付上限額を上回る場合には、別紙3に定めるところにより農業者団体等への県の交付金の交付額の調整を行うものとする。
- (3) 国が交付金の交付額を減額した場合は、その減額分に応じて、県の交付金の交付額を減額するものとする。

## 4 対策の協力体制

県は、本対策の実施に際し、農業者団体等が適切かつ効果的に活動を実施するよう、市町に協力するものとする。

## 5 その他

この要領に定めるもののほか、この交付金の交付につき必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

### 第3 環境保全型農業直接支払推進交付金

#### 1 交付金の内容

推交交付等要綱に基づき、環境保全型農業直接支払交付金の適正かつ円滑な実施の促進に資するため、市町に対して、環境保全型農業直接支払推進交付金を交付するものとする。

#### 2 事業の着手

- (1) 事業の実施については、原則として交付決定後に着手するものとする。ただし、事業の円滑な実施を図るため、交付決定前に着手する必要がある場合にあつては、市町長は、あらかじめ、農業振興事務所長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第4号により農業振興事務所長に提出するものとする。
- (2) (1)のただし書により交付決定前に着手する場合においては、市町は、事業の内容が具体化し、かつ、当該市町が交付金の交付を受けることが確実となつてから、着手するものとする。また、この場合において、市町は、交付決定までに発生したあらゆる損失等について自らの負担とすることを了知の上で行うものとする。

#### 附則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から適用し、環境保全型農業直接支払交付金の実施期間である令和6年度分の対策まで有効とする。  
ただし、先進的営農活動支援交付金については、平成23年度限りとする。  
改正後の要領は、平成24年4月25日から適用する。  
改正後の要領は、平成24年6月1日から適用する。  
改正後の要領は、平成25年6月3日から適用する。  
改正後の要領は、平成27年4月2日から適用する。  
改正後の要領は、平成28年4月5日から適用する。  
改正後の要領は、平成29年4月10日から適用する。  
改正後の要領は、平成30年4月9日から適用する。  
改正後の要領は、平成31年4月3日から適用する。  
改正後の要領は、令和2年4月6日から適用する。  
改正後の要領は、令和3年3月31日から適用する。  
改正後の要領は、令和3年4月1日から適用する。  
改正後の要領は、令和4年4月11日から適用する。
- 2 この要領及び栃木県農地・水保全管理支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け農振第62号）の制定に伴い、栃木県農地・水・環境保全向上対策実施要領（平成19年4月2日付け農振第191号）は廃止する。

別紙1 (交付単価)

環境保全型農業直接支払交付金 (第2の1関係)

交付等要綱の別紙の第1の5に定める支援に係る国の交付金と一体的に県が交付する交付金の単価は下表中の②とする。

対象活動	①国の環境保全型農業直接支払交付金の10a当たりの交付単価	②国の環境保全型農業直接支払交付金と一体的に県が交付する交付金の10a当たりの単価	
5割低減の取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組 (ただし、水稻栽培においては、収穫後稲わらを持ち出すこと。飼料作物は支援対象外とする。)	2,200円	1,100円	
5割低減の取組とカバークロープ (緑肥の作付け) を組み合わせた取組	3,000円	1,500円	
5割低減の取組とリビングマルチ (緑肥の作付け) を組み合わせた取組	2,700円 (小麦、大麦・イタリアンライグラスを作付けした場合は1,600円)	1,350円 (小麦、大麦・イタリアンライグラスを作付けした場合は800円)	
5割低減の取組と草生栽培 (緑肥の作付け) を組み合わせた取組 (果樹・茶のみ)	2,500円	1,250円	
5割低減の取組と不耕起播種を組み合わせた取組	1,500円	750円	
5割低減の取組と長期中干しを組み合わせた取組	400円	200円	
5割低減の取組と秋耕を組み合わせた取組	400円	200円	
有機農業 (化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業) の取組 (生産局長が別に定める作物を除く)	6,000円 (このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合(注)に限り、1,000円を加算)	3,000円 (このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合(注)に限り、500円を加算)	
有機農業 (化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業) の取組 (生産局長が別に定める作物：雑穀、飼料作物)	1,500円	750円	
5割低減の取組と冬期湛水管理を組み合わせた取組	有機質肥料施用、畦補強等実施	4,000円	2,000円
	有機質肥料施用、畦補強等未実施	3,500円	1,750円
	有機質肥料未施用、畦補強等実施	2,500円	1,250円
	有機質肥料未施用、畦補強等未実施	2,000円	1,000円

(注) 土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、カバークロープ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれか1つ以上を実施する場合。

4の(10)に掲げる取組拡大加算に係る10アール当たりの交付単価

	①国の環境保全型農業 直接支払交付金の10a 当たりの交付単価	②国の環境保全型農業 直接支払交付金と一体的に 県が交付する交付金の10a 当たりの単価
取組拡大加算	2,000円	1,000円

地域特認取組の支援要件等について

1 冬期湛水管理

(1) 支援要件

ア 冬期湛水管理は、冬期間の水田に水を張る取組であって、以下のすべてを満たすものとする。

(ア) 2ヶ月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること

(イ) 集団的な取組を推進するために、市町等が作成・公表した計画に即して実施されている取組であり、かつ、生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町長の承認等を得た取組であること

なお、市町等が作成した計画とは、市町等が作成した地域の環境保全に関する計画であって、以下の内容が記載されたものとする。

①生物多様性保全に関する市町等の基本的考え方が記載されていること

②生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水管理が位置づけられていること

③取組農業者に対し、市町等の基本的な考え方や生物の生息状況等の情報を共有するために必要な取組を実施する旨について記載されていること

イ 冬期湛水管理の交付単価については、取組に係る畦補強等の実施及び有機質肥料の購入・施用の実績によって、別紙1のとおり実態に応じた金額とする。

(2) 実施状況の確認項目及び確認方法

実施要領別記5の1の(1)のクにおける現地見回りによる確認を実施するものとする。

## 別紙3

### 県の交付金の交付額の調整について

- 1 農業者団体等の交付申請額の県内の総額が県の交付上限額を上回る場合であって、かつ、市町からの交付金の交付見込額（以下別紙3において「市町交付見込額」という。）の県内の総額が県の交付上限額を上回る場合、農業者団体等ごとの県の交付金の交付額の上限は、市町交付見込額に、採択率（この場合の採択率とは、県の交付上限額を市町交付見込額の県内の総額で除した数値をいう。）を乗じた額を市町に対し配分するものとする。
- 2 農業者団体等の交付申請額の県内の総額が県の交付上限額を上回る場合であって、かつ、県の交付上限額が市町交付見込額の県内の総額を上回る場合、県は、市町に対し、市町交付見込額と同額を、県の交付金の交付額の上限として、配分するものとする。
- 3 県は、1又は2により交付額の調整を行った場合は、市町に対し、調整後の交付額について、交付決定を行うものとする。

別記様式第 1 号

番 号  
年 月 日

〇〇農業振興事務所長 〇〇 〇〇 様

〇〇市町長 〇〇 〇〇

環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況確認依頼書

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知）の第8の5の（1）のイに基づき下記について技術的な観点から確認願います。

記

- 1 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況確認依頼内容（別紙）

(別紙)

環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況確認依頼内容

組織名又は氏名	確 認 内 容	備 考

別記様式第2号

番 号  
年 月 日

〇〇市町長 様

〇〇農業振興事務所長 〇〇 〇〇

環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況確認書

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知）の第8の5の（1）のイに基づき、依頼のあったことについて下記関係書類を添えて通知します。

記

- 1 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況確認結果（別紙）

(別紙)

環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況確認結果

組織名又は氏名	確 認 内 容	確認結果	備 考

別記様式第3号

番 号  
年 月 日

〇〇市町長 様

〇〇農業振興事務所長 〇〇 〇〇

環境保全型農業直接支払交付金に係る抽出検査結果報告書

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知）の第8の7の（2）に基づき、抽出検査を行った結果について下記関係書類を添えて通知します。

記

- 1 環境保全型農業直接支払交付金に係る抽出検査結果（別紙）

(別紙)

環境保全型農業直接支払交付金に係る抽出検査結果

組織名又は氏名	確 認 結 果	備 考

〇〇農業振興事務所長 様

〇〇市町長 〇〇 〇〇

〇〇年度環境保全型農業直接支払推進交付金交付決定前着手届

栃木県環境保全型農業直接支払交付金実施要領第3の2の(1)に基づき、推進事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手するので、提出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

別添

事業項目	推進事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理 由